別紙様式第十五の二　（平23財令96・全改、令元財令９・令２財令68・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

財務大臣殿
（日本銀行経由）

証券の貸借担保金の取引状況報告書

共通項目			
取引種類	取引年月	報告書コード	確定区分

報告年月日：

報告者：
氏名又は名称
及び代表者の氏名
報告者の区分（該当区に○）
1．銀行　2．その他金融機関　3．その他

住所又は所在地
責任者の氏名
担当者氏名（電話番号）

（外貨：百万米ドル単位、円：億円単位）

相対取引先営業所の所在国又は地域	取引金額			
	期中スタート［当該月の担保金の受入額／当該月の担保金の受入額］	期中エンド［当該月の担保金の返戻額／当該月の担保金の返戻額］	月末残高	報告書コード

（記入要領）
1　別紙により記入すること。
2　「責任者の氏名」欄には、報告の適正について責任者たるべきの氏名を記入すること。
3　本報告書は、非居住者との間の証券貸借取引に係る現金担保金の受払の状況を記入すること。
4　「共通項目」及び「明細項目」における「コード番号」は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
5　本報告書は、「共通項目（取引種類から確定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別葉として作成すること。
6　外貨に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円貨に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
7　本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者と行なった証券貸借取引に係る現金担保金の取引金額を用いて報告すること。前記の基礎となる貸借取引の仲介を行った銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引に係る現金担保金の取引金額を合めて報告すること。
8　記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

（日本産業規格A３）

【報告書裏面】

【共通項目】

【注1】

取引種類	
コード	定義
40	居住者の担保金の差入
42	居住者の担保金の受入

【注2】

取引年月		
YYYYMM	西暦年月（6桁）	

【注3】

報告者コード		
コード	定義	
（5桁）	日本銀行が通知する5桁コード	

【注4】

勘定区分（信託勘定保有銀行等）	
コード	定義
00	銀行勘定
10	信託勘定
<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者

【明細項目】

【注5】

【注6】

非居住者投資家の所在国又は地域		取引金額			
		月中スタート	月中エンド	月末残高	【注7】
					通貨コード
コード	定義				コード　定義
（3桁）	本省令別表第2に定める国又は地域番号	居住者の担保金の差入額 居住者の担保金の受入額	居住者の担保金の回収額 居住者の担保金の返戻額		（3桁） <下表参照>

【注7】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリ・バル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ＥＣＵ	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	ＳＤＲ	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	172
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナ・ル	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ジルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

【注1】 取引種類　　居住者の担保金の差入を「40」、居住者の担保金の受入を「42」として記入すること。
【注2】 取引年月　　年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること（報告年月日の記入も同じ。）。
【注3】 報告者コード　　日本銀行（国際局）が通知する5桁コードを記入すること。
【注4】 勘定区分　　信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。
【注5】 非居住者投資家の所在国又は地域　　当該取引の相手方の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
【注6】 取引金額　　外貨に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円貨に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
【注7】 申告通貨コード　　当該担保金の原通貨コードをコード表に従い記入すること。

（注）本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。